

事故対策編

【修正案】※新設

<目次>

第1章 総則	1
第1節 基本方針.....	1
第1 大規模事故対策の基本方針.....	1
第2 大規模事故対策の組織体制.....	1
第2章 航空災害対策計画	2
第1節 航空災害予防対策計画.....	2
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	2
第2 要配慮者対策.....	3
第2節 航空災害応急対策計画.....	4
第1 災害情報の収集伝達.....	4
第2 活動体制の確立.....	4
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	5
第4 災害広報.....	5
第3章 鉄道災害対策計画	6
第1節 鉄道災害予防対策計画.....	6
第1 鉄道交通の安全の確保.....	6
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	6
第3 要配慮者対策.....	6
第2節 鉄道災害応急対策計画.....	7
第1 災害情報の収集伝達.....	7
第2 活動体制の確立.....	7
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	7
第4 災害広報.....	7
第3節 鉄道災害復旧対策計画.....	9
第4章 道路災害対策計画	10
第1節 道路災害予防対策.....	10
第1 道路交通の安全のための情報の充実.....	10
第2 危険地区に対する措置.....	10
第3 道路施設等の整備.....	10
第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	10
第5 防災知識の普及・啓発.....	11
第6 要配慮者対策.....	11
第2節 道路災害応急対策計画.....	12
第1 災害情報の収集伝達.....	12
第2 活動体制の確立.....	12

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	14
第4 危険物の流出に対する応急対策.....	14
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧.....	14
第6 災害広報.....	14
第3節 道路災害復旧対策計画.....	15
第5章 危険物等災害対策計画.....	16
第1節 危険物等災害予防対策.....	16
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	16
第2 防災知識の普及・啓発.....	17
第3 要配慮者対策.....	17
第2節 危険物等災害応急対策計画.....	18
第1 災害情報の収集伝達.....	18
第2 活動体制の確立.....	18
第3 災害拡大防止.....	18
第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	19
第5 危険物等の大量流出に対する応急対策.....	19
第6 避難誘導.....	19
第7 災害広報.....	19
第3節 危険物等災害復旧対策計画.....	20
第6章 大規模な火事災害対策計画.....	21
第1節 大規模な火事災害予防対策.....	21
第1 災害に強いまちづくりの形成.....	21
第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実.....	21
第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	22
第4 防災知識の普及・啓発.....	22
第5 要配慮者対策.....	22
第2節 大規模な火事災害応急対策計画.....	23
第1 災害情報の収集伝達.....	23
第2 活動体制の確立.....	23
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	23
第4 避難誘導.....	24
第5 災害広報.....	24
第3節 大規模な火事災害復旧対策計画.....	25
第7章 林野火災対策計画.....	26
第1節 林野火災予防対策計画.....	26
第1 林野火災の特性.....	26
第2 林野火災防止のための情報の充実.....	26

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	26
第4 防災知識の普及・啓発	27
第5 要配慮者対策	28
第6 林野火災に対する警戒の強化	28
第2節 林野火災応急対策計画	29
第1 災害情報の収集伝達	29
第2 活動体制の確立	30
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	30
第4 交通規制措置	31
第5 避難誘導	31
第6 災害広報	32
第7 二次災害の防止	32
第3節 林野火災復旧対策計画	33

第1章 総則

第1節 基本方針

第1 大規模事故対策の基本方針

大規模事故は、震災及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することは限定的と考えられる。これを踏まえて、大規模事故等発生時の必要な対策の基本方針を定める。

- 一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐ
- 大規模事故の影響をくい止め、住民の安全を確保する
- 被災した住民及び被災者家族等へ適切な支援を行う

第2 大規模事故対策の組織体制

市は、大規模事故が発生し、警察・消防を中心とした活動だけでは対応が困難な場合は、状況に応じて本部長の指示により、警戒体制・緊急体制・非常体制の措置をとる。

大規模事故対策にかかる組織体制は、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「3-1 動員計画」

第2章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故対策編「第3章 航空災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第1節 航空災害予防対策計画

【保健課、高齢福祉課、生活安全課】

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、相互応援協力編第1章「第2節 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、一般災害対策編第1章第5節「第5 消防力の強化」及び「第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

市は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより、市、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互

に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 要配慮者対策

市は、一般災害対策編第1章「第10節 避難体制の整備」及び「第17節 要配慮者支援対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

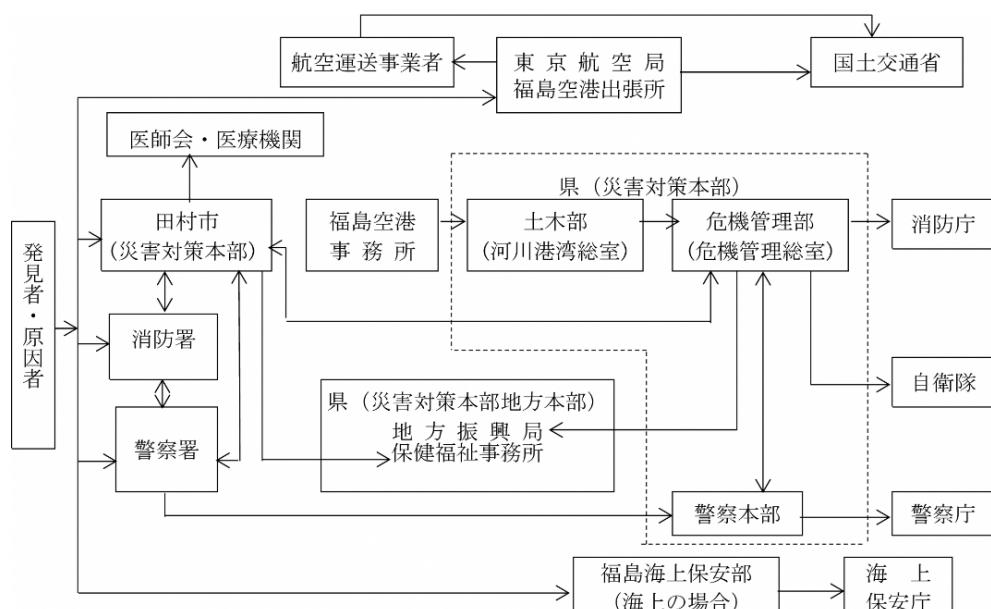
第2節 航空災害応急対策計画

【本部事務局、総務課班、DX推進室班、生活安全課班、保健課班】

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」及び一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 航空災害の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」により連絡するものとする。

航空災害情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

市は、災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、相互応援協力編第1章第1節「第1 自治体間の相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、一般災害対策編第2章「第7節 救助・救急活動」及び「第10節 医療（助産）救護活動」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

- (1) 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を消防機関に要請するものとする。
- (2) 市は、広域的な災害対応にあたる場合は、相互応援協定に基づき、消防機関等と連携し、迅速かつ円滑な消火活動を実施するものとする。

第4 災害広報

市、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故災害対策編第4章 鉄道災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策計画

【企画調整課、生活安全課】

第1 鉄道交通の安全の確保

1 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2章第1節第1「1 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

2 応援協力体制の整備

第1章第1節第1「2 応援協力体制の整備」に準ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章第1節第1「3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

4 消防力の強化

第2章第1節第1「4 消防力の強化」に準ずる。

5 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより地域住民等と相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3 要配慮者対策

第2章第1節「第2 要配慮者対策」に準ずる。

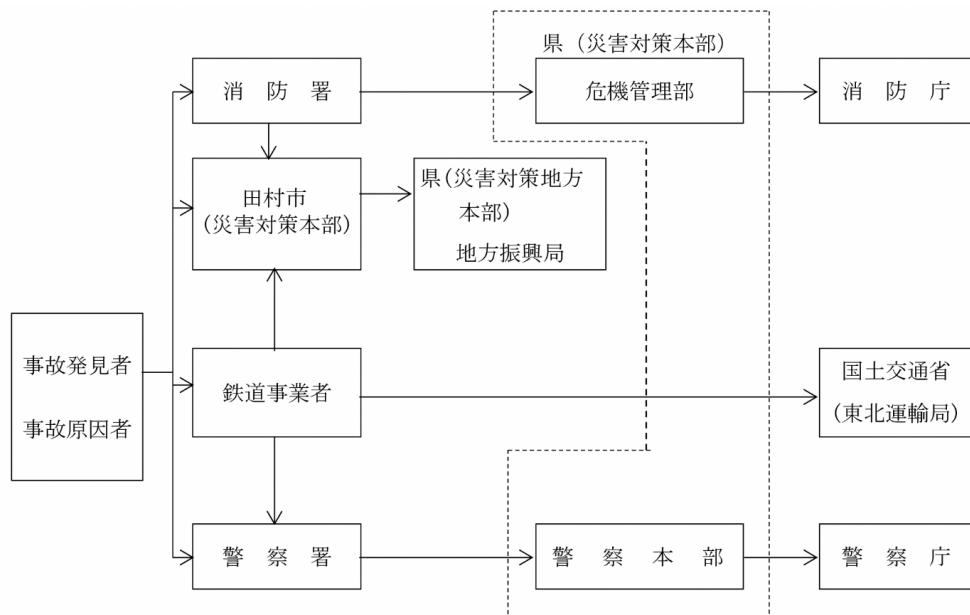
第2節 鉄道災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班】

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「**鉄道災害情報伝達系統（別図1）**」及び一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

鉄道災害情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

第2章第2節「第2 活動体制の確立」に準ずる。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章第2節「第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第4 災害広報

市、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する

とともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班】

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第4章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故災害対策編」「第5章 道路災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第1節 道路災害予防対策

【生活安全課、建設課、都市計画課、上下水道課】

第1 道路交通の安全のための情報の充実

市及び警察機関は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 危険地区に対する措置

- (1) 市は、道路災害发生のおそれのある危険地区に対しては、国、県と協議し防災工事の促進を図るものとする。
- (2) 市は、地すべり崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊箇所、河川水衡部等、道路災害発生の予測される地区を巡回点検し、危険状態の早期発見に努めるものとする。

第3 道路施設等の整備

市は、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、自然災害における避難及び救助の防災対策として、下記に挙げる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 市は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、第2章第1節第1「1 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

2 応援協力体制の整備

第2章第1節第1「2 応援協力体制の整備」に準ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 市は、救助・救急活動について、平時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 上記のほか、第2章第1節第1「3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

4 消防力の強化

- (1) 市のとるべき措置

第2章第1節第1「4 消防力の強化」に準ずる。

5 危険物等の流出時における防除活動

市は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

市、防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより、地域住民等と相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

市は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時におけるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第6 要配慮者対策

第2章第1節「第2 要配慮者対策」に準ずる。

第2節 道路災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第1 災害情報の収集伝達

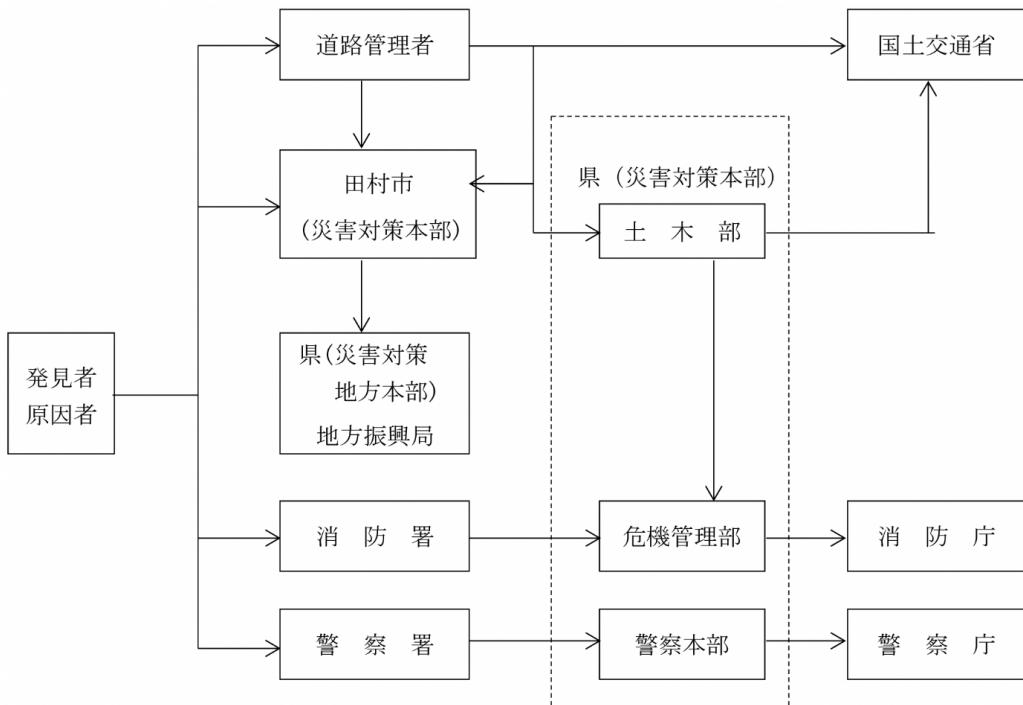
1 市のとるべき措置

市は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達とともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 市及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

道路災害情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

第2章第2節第2「1 市の活動体制」に準ずる。

2 市のとるべき措置

- (1) **市**は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) **市**は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

3 相互応援協力

- (1) **市**は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、第2章第2節第2「2 相互応援協力」に準ずる。

4 自動車運送事業等

- (1) 応急措置
 - ア バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受けるものとする。
 - イ 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼するものとする。
 - ウ 負傷者が発生したときは、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努めるものとする。
- (2) 緊急輸送
本部または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、バスを提供するものとする。

5 JR 東日本鉄道運送事業

- (1) 乗客の避難・救護対策
 - ア 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行うものとする。
 - イ 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導するものとする。
 - ウ 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護にあたるとともに、必要に応じ防災関係機関に救護要請を行うものとする。
- (2) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
災害区間発着、または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、災害区間の代替え輸送力増強による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。
- (3) 列車運行の広報活動
 - ア 情報の提供

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを揭示する等して周知を図るものとする。

イ 広報

本部及びラジオ・テレビなどの報道機関に対し、隨時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図るものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 市は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- (2) 上記のほか、第2章第2節第3「1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動」に準ずる。

2 消火活動

- (1) 市は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 上記のほか、第2章第2節第3「2 消火活動」に準ずる。

第4 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、市、消防機関、警察機関等は、相互に協力して、「第5章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 市は、道路啓開等を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第6 災害広報

市、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

- (1) 市は、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。
また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- (2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といつた危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故災害対策編「第6章 危険物災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策

【生活安全課、環境課、建設課、都市計画課、上下水道課】

【危険物の種類】

種別	根拠	品目
危険物	消防法第2条第7項に規定	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定	毒物（シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等） 劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）
火薬類	火薬類取締法第2条に規定	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第1条の12に規定	紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2章第1節第1「1 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

2 応援協力体制の整備

第2章第1節第1「2 応援協力体制の整備」に準ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章第1節第1「3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

4 消防力の強化

第2章第1節第1「4 消防力の強化」に準ずる。

5 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、一般災害対策編第1章「第10節 避難体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 防災知識の普及・啓発

市、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所等での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第3 要配慮者対策

第2章第1節「第2 要配慮者対策」に準ずる。

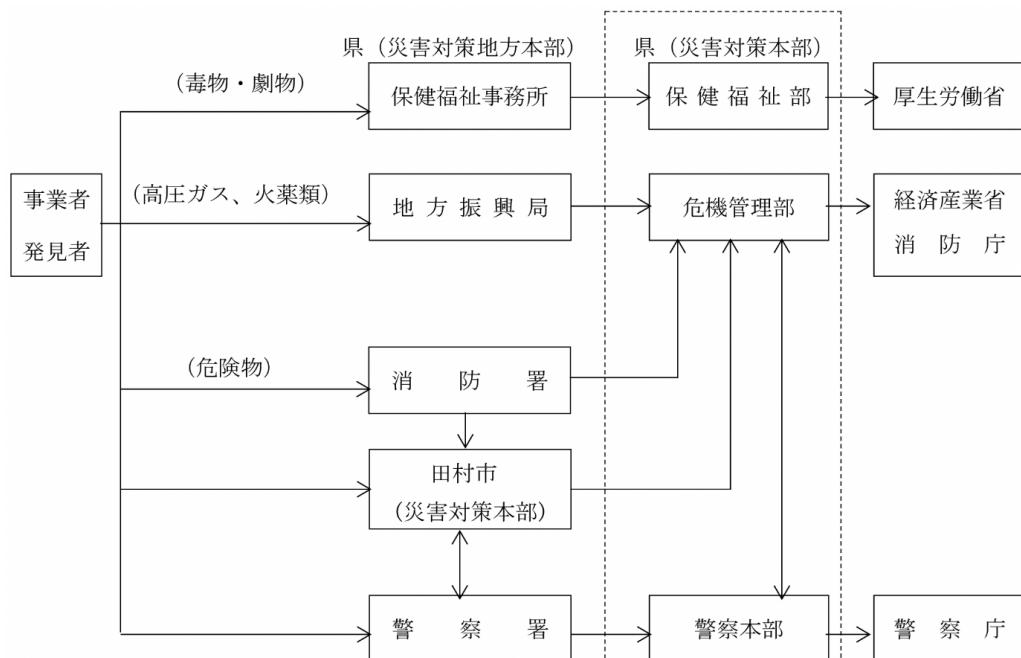
第2節 危険物等災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 危険物等災害の緊急連絡は、「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」及び「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

危険物等災害情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

第2章第2節「第2 活動体制の確立」に準ずる。

第3 災害拡大防止

市及び消防機関等は、関係法及び一般災害対策編第2章「第27節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章第2節「第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第6 避難誘導

1 市のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、一般災害対策編第2章「第8節 応急避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

2 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所等における生活等について配慮するとともに、一般災害対策編第2章「第8節 応急避難」及び「第25節 要配慮者救護活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第7 災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が連携して実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故災害対策編「第7章 大規模な火事災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策

【生活安全課、建設課、都市計画課、上下水道課】

第1 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 建築物の防火管理体制

市、防災関係機関及び事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

(2) 建築物の安全対策の推進

市は、一般災害対策編第1章「第6節 文化財災害予防対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 市長は、県から「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2章第1節第1「1 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

2 応援協力体制の整備

第2章第1節第1「2 応援協力体制の整備」に準ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章第1節第1「3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

4 消防力の強化

(1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 上記のほか、第2章第1節第1「4 消防力の強化」に準ずる。

5 避難対策

第5章第1節第1「5 避難対策」に準ずる。

6 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所等での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

第2章第1節「第2 要配慮者対策」に準ずる。

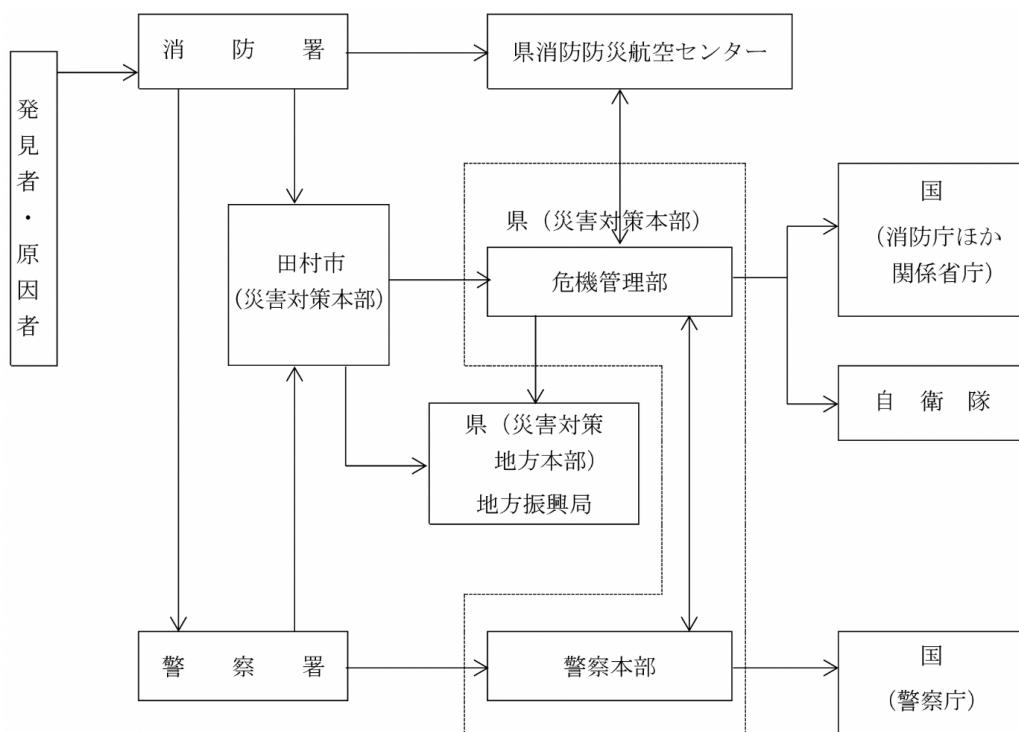
第2節 大規模な火事災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 大規模な火事災害の緊急連絡は、「大規模な火事災害情報伝達系統（別図1）」及び「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

第2章第2節「第2 活動体制の確立」に準ずる。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章第2節「第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第4 避難誘導

第5章第2節「第6 避難誘導」に準ずる。

第5 災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

- (1) 市及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第7章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故災害対策編」「第8章 林野火災対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

【農林課】

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2章第1節第1「1 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

2 応援協力体制の整備

第2章第1節第1「2 応援協力体制の整備」に準ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章第1節第1「3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

4 消防力の強化

(1) 市は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(2) 消火活動体制の整備

ア 水利状況等の把握

田村消防署及び消防団は、管轄区域内の山林について、消防自動車の利用可能な道路（林道）または水利施設（谷川、池、沼等）の実態について、あらかじめ把握し、火災時の消火活動が適切に行えるよう体制を整えるものとする。

イ 林野火災用資機材の整備

林野火災用資機材の備蓄を図るとともに、点検整備を定期的に実施し、平時から火災の発生に備えるものとする。

- (3) 市は、効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、ドローン等の資機材の整備を促進するものとする。
- (4) 市は、迅速な初期消火を実施するため、消防団、消防機関等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。
- (5) 市は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

5 避難対策

第5章第1節第1「5 避難対策」に準ずる。

6 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急、広域応援等、様々な状況を想定し、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

市は、林野火災防止のため、以下の出火防止対策の実施に努めるものとする。

(1) 林野火災に関する防火思想の普及

林野火災の発生原因の多く占めるたばこの投げ捨てや、たき火の不始末等について次のような指導・広報・周知に努め、山火事予防意識の高揚を図り、火災の未然防止に努めるものとする。

ア 林野火災防止運動の実施（全国山火事防止運動（3月1日～7日）期間を重視）

イ ポスター、看板、標識板、横断幕等による広報

ウ 広報紙、パンフレット、チラシ等の配布

エ 広報車による広報

オ 学校教育による防火思想の徹底

(2) 登山者、山菜取り、狩猟等入山者への防火広報及び指導

山林へ訪れる行楽客等には、次の方法により火災予防について注意を呼びかける。

ア 駅等への防火ポスター等の掲示

イ キャンプ場、遊歩道、林道等における看板の設置、チラシ配布、広報車等による広報

(3) 地域住民、山林所有者、林業従事者等への指導

火災警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、次の事項について指導を徹底する。

ア 山林等において火入れをしないこと。やむを得ず火入れを行う際は、必ず許可を受けること。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。

エ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。

オ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。

カ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第5 要配慮者対策

第2章第1節「第2 要配慮者対策」に準ずる。

第6 林野火災に対する警戒の強化

(1) 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

(2) 市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

(3) 田村消防署長は、林野火災の発生のおそれがある場合で次に掲げるときは、消防車両等による広報警戒を実施する。

ア 季節的に火災発生の最も危険な時期、特に春期

イ 火災警報が発令されたとき

ウ 入山者が多く火災発生の危険が大きいとき

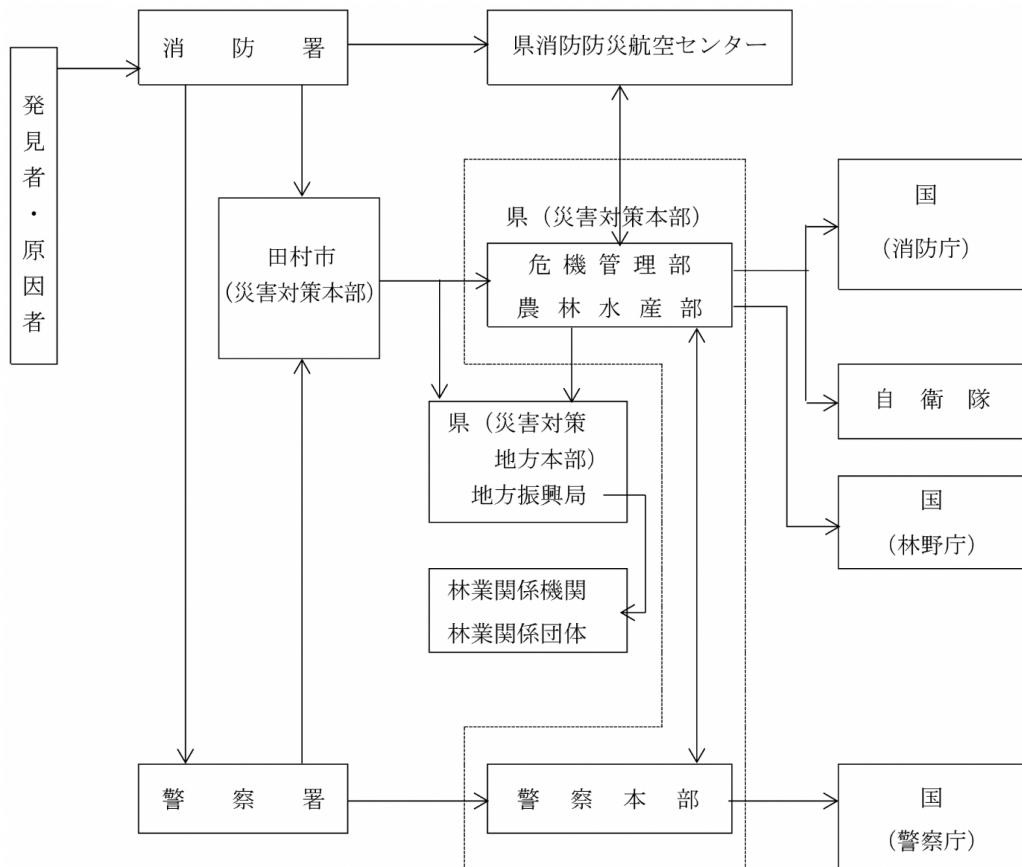
第2節 林野火災応急対策計画

【本部事務局、農林課班】

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第2章「第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 林野火災の緊急連絡は、「林野火災情報伝達系統（別図1）」及び「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。
- (3) 情報所（生活安全課）及び消防本部は、林野火災の状況及び人的被害の状況等を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握した情報は直ちに県に報告するものとする。
- (4) 市及び消防本部は、火災発生状況や地域への影響等について防災行政無線、広報車、エリアメール等による広報活動を行う。

林野火災情報伝達系統（別図1）



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 応急活動体制

市は、田村消防署と連携し、林野火災の状況に応じて必要な要員を動員し、情報収集連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行うものとする。上位配備における対策が必要な場合は、災害対策本部を設置する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、本部の規定を準用する。

(2) 上記のほか、第2章第2節第2「1 市の活動体制」に準ずる。

2 相互応援協力

- (1) 市は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、相互応援協力編第1章「第2節 応援協力体制の整備」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- (2) 被災した場合、市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第2章第2節第3「1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護」に準ずる。

2 消火活動

(1) 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するとともに、常にその変化に応じた措置をとるべきであることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。

参考：福島県地域防災計画資料編

(2) 市による応援

- ア 市、県及び消防機関は、消防、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。
- イ 市、県及び消防機関は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。
- ウ 市、県及び消防機関は、人員・資機材の搬送にあたって、山間地の悪路・険路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。
- エ 市、県及び消防機関は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

(3) 上記のほか、第2章第2節第3「2 消火活動」に準ずる。

第4 交通規制措置

田村警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第5 避難誘導

1 市のとるべき措置

- (1) 市は、火災の延焼等が予想される地区に対して避難指示を伝達するとともに、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導にあたっては気象状況特に風向風速を考慮し、安全な避難経路を選定する。
- (2) 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 消火活動の細部については、地震災害対策編第2章「第9節 消火活動」に準ずる。
- (4) 上記のほか、第5章第2節第6「1 市のとるべき措置」に準ずる。

2 要配慮者対策

- (1) 市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。
- (2) 上記のほか、第5章第2節第6「2 要配慮者対策」に準ずる。

3 森林内の滞在者

市、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第6 災害広報

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第7 二次災害の防止

- (1) 市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

- (3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧対策計画

【本部事務局、農林課班】

- (1) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。
- (2) 市及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。